

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年1月15日（木）13:29～14:17

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

菅家 秀人 水産庁企画課長

駒井 航 水産庁企画課長補佐

永田 祥久 水産庁漁業調整課長補佐

木村 聡史 水産庁漁業調整課係長

手塚 耕平 水産庁企画課係員

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直し

3 閉会

○藤原次長 それでは、本日2つ目の議題でございますけれども、特定区画漁業権の免許に関する優先順位等の見直しでございます。これは、臨時国会に出させていただいた法案の中にも盛り込むべく、昨年の秋でございますが、ワーキンググループ、政務レベルでもいろいろな調整をさせていただいたのですけれども、なかなか整わなかった案件でございます。

御説明があると思っておりますけれども、いただいた資料の7ページでございますけれども、復興特区で一定の措置がなされているわけですが、その第1、第2、第3順位の状況とか、

第2、第3のところの要件をどう緩和するかといった漁業権の付与についての要件の緩和が議論されたわけでございますが、本日はそのフォローアップということでお願いできればと思っております。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。今回は本間先生も委員にお入りになりましたので、この問題について改めて御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○菅家課長 水産庁の企画課長の菅家でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず、昨年暮れとことしの初めに2回ほど当会議でヒアリングの要請があつて、私も全く拒否するとかというつもりはなかったのですが、予算の作業に忙殺されておまして、ちょっとヒアリングに出席できなかつたことを心からおわび申し上げたいと思います。

お配りしてある資料で、もう一度、漁業権の概要ということで、1回御説明しているのですが、ポイントを御説明させていただければと思っております。

まず、1ページ、漁業法の目的を記載しております。この法律の目的の肝は下線が引いてあります、「水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展」ということがこの法律の重要な目的でございます。この目的を達成するために法制度が構築をされているということでございます。

○八田座長 これは水産資源の保全も含むわけですか。

○菅家課長 それは当然、自明の前提でございますので、あえて書いておりませんけれども。2ページ目をお願いいたします。

漁業権の概要ということで書いております。

漁業権は、昨年も御説明させていただいたように、共同漁業権と区画漁業権と定置漁業権の3種類がございます。

昨年、中心的に御議論いただきましたのは、この区画漁業権の中の特定区画漁業権と申しまして、生けすによる魚類養殖とか、ノリとか、カキの養殖だとか、そういったものは特定区画漁業権の対象になるわけでございます。

上の箱の2つ目の○のところ「漁業権の主な特徴は」とございますが、これは知事により免許をされる自治事務ということ、みなし物権として物権的請求権が認められていること、それから、属人的な権利でございますので、譲渡制限、貸し付けも禁止となっております。

これは後で出てまいりますけれども、優先免許制度と裏腹の関係にあつて、譲渡制限、貸し付けの禁止ということになっておるわけでございます。

3ページ目、我が国の水面の総合利用、海面の総合利用という状況をちょっと事例としてお示しさせていただいたものでございます。

この右側の薄い灰色のところは陸地で、白いところが海ということになりますけれども、非常に輻輳的に漁業権が設定をされていることの例示でございます。

一番外枠は共同漁業権ですけれども、この共同漁業権の中にさらにもう一つ、緑の共同漁業権が設定されていて、さらにその中に赤の枠の定置漁業権が設定されておったり、青い枠の区画漁業権というものが設定をされていることになっております。

このようなところで、非常に狭い海面でたくさんの漁業者が漁業を営んでおりますので、全体的な調整なしにはとても有効な活用はおぼつかないということでございます。

例えば、同じ海面の上と下を分けて違う漁業者が使うとか、同じ海面を時期を調整して異なる漁業者が使うとか、あるいは、後のほうで出てきますけれども、漁業権の対象区域をさらに細かく割って使うのですけれども、その場所によって不公平とかが出ないように、毎年ローテーションをしてきっちり調整をすとか、きめ細やかな調整が必要であって、それによって高度な、限られた海面の利用が可能になっているということでございます。

4 ページが、昨年いろいろ御議論いただきました、漁業権の優先免許制度というところでございます。右側の箱の中でございますけれども、定置漁業権、区画漁業権、その中の特定区画漁業権、共同漁業権ごとにそれぞれ第1順位、第2順位というものがございます。この特定区画漁業権のところは、まず、第1順位は地元漁協が管理をする。行使は組合員となっておりますけれども、これもおさらいですが、この地元漁協は、みずから養殖業は営むことはなくて、漁協の組合員が漁業権を行使する形で実際に養殖業を営む。

その際に、非常に狭い区域で輻輳してたくさんの養殖業者がいかだとか生けすを浮かべて養殖業を営むものですから、漁場紛争が起きたりしないように、あるいは、先ほど申し上げたような漁場の高度な利用がなされるように、漁協がしっかり管理調整という役割を行うという意味で第1順位に漁協が来ているということでございます。

あくまで地元漁協は、自らは養殖業を営まないで、組合員が養殖業を営む際の管理調整、行司役と申しますか、そのような役割に徹するということが第1順位に来ているということでございます。

次のページが先ほど申し上げたローテーションの例なのですけれども、「有明海におけるのり養殖の例」とあります。

平成22、23年という年号が書いてある絵なのですけれども、この細かい数字が書いてあるこれ1つが漁業権の区画でございます。

この中に、それぞれ非常に細かく見えますが、1辺が27メートルと54メートルぐらいの区画なのですが、これは小間と呼ばれております。ノリの養殖がこの中でそれぞれ行われているという単位なのですけれども、やはり漁場の中ですと、海水中のノリの成長に必要な栄養分が場所によって違ったり、潮の流れで影響を受ける、その影響も場所によって違ったり、あるいは、作業しやすい、しにくいということがございますので、そのような不公平が生じないように、年ごとにこの小間の場所を変えて漁業者が場所を移るというローテーションを行っていて、この調整も第1順位に来る漁業協同組合の管理調整の重要な仕事の1つになっております。

例えば、平成22年のところで黄色の2という小間を割り当てられていた漁業者は、平成

23年のところでは別の場所のところに移っている。これを「割替え」と申します。

平成22年ではやっていなかった人も、23年から新規加入をしてやっている場合もあるということでございます。

このような管理調整は、自ら養殖業を営む人ではなかなかできないので、自らはやらないけれども、このような全体の管理調整に徹する人が、いわゆる行司役として第1順位で漁業権の管理をしていることになっております。

6ページ、法人の参入状況でございます。今回の議論の対象ではなかったのですが、**「沖合・遠洋漁業」**は歴史的に法人の参入が進んでおりまして、現在、指定漁業で見ますと、7割が法人になっている。

「沿岸漁業」の中でも、魚類養殖はブリ・カンパチ、クロマグロといったものには企業がたくさん参入をしております、方法としては、地元漁協と調整した上で直接漁業権を取得するといった場合、地元漁協の組合員として企業が漁業権を行使するといった場合もございます。

事例として、全国のクロマグロ養殖業者は92業者ありますけれども、このうち法人が65、70%以上が法人になっているといった状況でございます。

7ページ、復興特区の制度の中で、1つ、漁業権について特例というものを設けておりまして、先ほどの左側のほうにあります順位を、特例としてこのようにして適用しますというものが右側の箱なのでございますけれども、復興推進計画というものを県がおつくりになって、内閣総理大臣に申請をします。

その中で同意要件といった要件を満たす場合にはオーケーが出るということなのですが、その際に第1、第2、第3順位は、第1順位の人がいても、第2、第3順位の人に知事が免許を出すことができるということでございます。

これは何でこのようなことができたかという、大変な被害を被災地の養殖業は受けまして、なかなか地元の漁業者だけでは復興が困難であるという、極めて異例な状況のもとで、やはり復興を推進する、迅速に復興を図るという観点から、極めて異例な特例としてこのような制度を設けたということでございます。

この制度に基づいてどのようなことになったかというものが、8ページでございます。宮城県でこの制度をお使いになりまして、事例が1つ出ております。石巻市の桃浦地区というところで、桃浦かき生産者合同会社というところが直接漁業権の免許を受けたということでございます。

ただ、この合同会社は同時に宮城県漁業協同組合の法人組合員にもなっておりますので、あえてこの法律に乗かって漁業権を取得する方法によらなくても、漁協の組合員として養殖業を行うことはできたわけでございますけれども、宮城県知事の御判断として、このような制度を利用して免許を取得したということでございます。

概要は下に書いてございますが、省略をさせていただきます。

前回のヒアリングで、八田先生からこの合同会社がカキむき機械を導入しているという

お話もありまして、ちょっとこちらもいろいろ調べてみただけですけども、確かに導入しております。

その機械が、本来だったら、カキは人手でむくのですけれども、どうにも震災の影響で人手が確保できないということで、何かないかということでこの機械を導入したということですが、これは実は国の補助金も入って導入したものでございますので、法人化されたからこういった先進的な機械の導入ができたのだというお話も先生からちょっとあったのですが、実態としては、国の補助金も利用して導入しておられるようでございます。

○八田座長 これを利用していないところでも、導入したところはいっぱいあるのですか。

○菅家課長 国内ですか。

○八田座長 はい。

○菅家課長 国内は広島県で1例があることを聞いておりますけれども、そんなに多くは利用していないようでございます。

外国もちょっといろいろ見たのですが、アメリカとか、オーストラリアとか、一部はございますが、そんなにメインではないようでございます。

○八田座長 それがポイントではなくて、桃浦では、法人であるから、そのような情報をきちんと入れて、国の補助金を活用するなり何なりしてできたのではないかとということがポイントです。

だから、法人でないところでもこういう新技術を入れているところが多いなら、もちろんそれは別に法人である必要はないと思います。

○菅家課長 それは、みんなその機械があることは当然知っているわけなのですけれども、かきをむく人がちゃんと確保できれば、この会社でも導入は必要なかったわけで、この相当高い機械を導入することのコスト、ランニングコストもかかりますし、そういったことと実際にカキをむく人を雇用してやるのが、どちらがコスト上ペイするかという判断として、今のところの我が国では、手でむくことが行われているのではないかと思います。

○八田座長 法人でないところで導入した例を幾つか教えていただければありがたいです。

○菅家課長 広島で1例あると聞いています。

○八田座長 それがどのような例かというのを教えていただきたい。いつ導入したかとか。

○菅家課長 わかりました。

ただ、外国でもそんなにたくさん導入されているとは聞いておりません。

○八田座長 いや、それは、ポイントではない。企業であるからそのような情報を得ることができて、補助金の活用もできたのではないかと申し上げている。

三陸で被害を受けたところはいっぱいあると思います。ただ、法人があったここでは導入して、法人がないところは導入していなかったとしたら、明らかに法人にしたことが役に立っているではないですか。

実際問題として、あそこの会社の社長さんは、この機械のことを調べて見つけ出したこ

とにすごく誇りを持っていました。

それが漁協でも普通にできるのなら、その点については全然法人の必要性を私は言うつもりはない。だから、三陸でいれた他の例を教えてください。

○菅家課長 法人だからできたということはちょっと理解できないですけども、こういった機械が外国にあるというのは。

○八田座長 例を調べてくれれば、それでわかるでしょう。三陸でほかにあれば、それで十分です。

○菅家課長 わかりました。広島にあるとは聞いていますので、ちょっと調べてみたいと思います。

9 ページは、日本を中心としてどういった漁業の仕組みがとられているかということで、漁業権漁業が日本の国土の最も近いところにありますけれども、日本の場合は非常に養殖に適した海面も非常に少ないところで、たくさんの漁業者が輻輳して漁業を行っているところで、一部こういった漁協が中心になって免許的な管理が行われているということでございますが、国土を離れば、ここは基本的には許可漁業という形で、特に免許的な管理は行われていない状況でございます。

そのような意味で、例えば、農業のような、耕作放棄地があって、そこを有効に利用するために企業の参入が必要だとか、そのような状況には少なくとも日本の養殖業はあるような状態ではないと理解しております。

簡単でございますが、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、委員の方に伺う前に、まず、桃浦で、法人にしたことによる弊害を教えてください。これがもし漁協でやっていけば、こんなにかいことがあったのかというものを教えてください。

というのは、先ほどのお話を伺っていると、基本的には漁協でなくてはこのようなことはできません、順位を1位にする十分な理由があるのですということなのですが、おっしゃっている理由は、全く同じ理由が企業のようなある程度の規模をもって管理するところでもできるように思うのです。

これは個人で直接やったらまずいということは、わかります。だけれども、一定の規模を持った企業が漁協よりなぜ悪いのかがよくわからない。

桃浦に企業を導入して、このような弊害があったということを教えてください。それが1つです。

私もそんなに数多く知っているわけではないけれども、幾つかの漁協の人に会ったところで、管理能力があるとか、そのような次元のところではない、非常に旧態依然としたところが多いですね。

それは全てがそうだとは言わないけれども、そのような漁協と企業とが、事前に順位をつけられることなく、能力でもって競争させることが何でできないのだろうかということ

す。

○菅家課長 繰り返しになりますけれども、漁協は全体を管理する、行司役としての立場に立つわけです。これはよろしいでしょうか。

○八田座長 だから、それは企業だってできるでしょう。

○菅家課長 いや、企業は営利企業が来るとしたら、みずからその利益を得るために参入するわけであって、例えば、相撲で例えれば、行司と相撲とりが同じ役割ができるかということなのです。

○八田座長 それは、一種のプロ野球のコミッショナーみたいなものですよ。あるいは、球団のオーナーでもいい。

オーナーは、やはり個々の選手に対してひいきをするようなこと、個々の選手の利益を代弁してということはまずいけれども、全体としてはやはり勝つようにしなければいけないと思うし、きょうの生産性を上げるためにあした疲れさせてしまったらまずいわけで、水産資源の保全を考えながら長い目で見てやっていきたいという目的では全く変わらないと思います。

とにかく、そのような能力を条件とした上で幾つかの候補者の中から選ぶということをしなければ、最初から独占権を与えたら、そんなところに能力があるはずがないではないですか。

同じ行司でも、だめな行司といい行司とあるでしょう。

○菅家課長 ここは非常に重要なところで、まず、ここが解決しないと前に進まないのですけれども、例えば、このノリの個々の小間に個々の漁業者がいて、そこの管理調整をする役割と、自分の営利企業の目的で参入をして、そこで自分の事業を営んで、たくさんの収益を得て、たくさんの配当を行うことを目的とする営利企業は、同じ土俵で比べられるはずがないと思うのです。

○八田座長 管理調整をする能力で比較すればいいのです。

○菅家課長 では、そこに入った個々の企業者は、何で全体の管理の調整まで目を配るというインセンティブが企業として働くわけですか。

○八田座長 その個々の小間のですか。

○菅家課長 はい。

○八田座長 小間ではなくて全体を管理するところを入札すればいいではないですかということですか。

○菅家課長 海面があって、一定のところに入参するとして、何でその人が全体を管理するのですか。

○八田座長 分割する必要はない。全体でやるべきではないですか。

○菅家課長 それは個々の漁業権というものが設定をしてあって、区画が海面の設定をしてあって、そこを誰に免許をするかという話を、今、しているわけです。

○八田座長 だから、その漁業権の設定は、管理運営上、効率の観点からここを誰か1つ

のところやられればできるという単位で最初から選んで、競争させればいいのです。独占させていいことはないでしょう。それはお認めになりますか。

○菅家課長 それは営利企業の目的になるのですか。

○八田座長 だって、最終的には生産性を上げなければしょうがないではないですか。少なくとも、独占は生産性の向上を妨げるでしょう。

しかも、漁協の理事長が、やれ自分の彼女のために金を使ったとか、そんな話はめずらしくないわけです。

○菅家課長 そんな話があったら、ちゃんと指導しますから、教えてください。その話は、何ですか。本当ですか。教えてくださいよ。ちゃんと調査しますから、それはどこですか。

○八田座長 ちょっと待って。その調査するメカニズムが全然ないというのはとんでもないではないですか。

○菅家課長 今のものも、ちゃんと議事録で残るのでしょうかね。

○八田座長 残します。

○菅家課長 そのような目で見られていると、非常に問題だと思えますけれどもね。

○八田座長 問題だと思えます。

だから、そのようなうわさがあるようなところではやはりまずいと思うのです。

○菅家課長 だったら、個別にそれは指導しますから、教えてください。

○藤原次長 委員の方の発言のときには、発言しないでください。

○八田座長 でも、私が言っていることは、独占がそのようなものを必ず生む源になっているということです。

○菅家課長 いや、独占ではなくて優先順位なので、いなければ、下の人が使うわけです。

○八田座長 いや、同等で比較しなければ独占になる。

そのようなことは必ずいろいろな腐敗を生むのです。だから、それはお認めになるでしょうと言っているわけです。

○菅家課長 腐敗と言われる、その意味がよくわかりません。

○八田座長 独占は、競争がないのだから、少なくともその分の非効率性は生むでしょう。

○菅家課長 これは先ほどの繰り返しになりますけれども、自ら養殖業を営んでいるわけではなくて、その中でやっている人たちの管理調整をしているだけなのです。

○八田座長 もしそれが必要なら、そこの権利を入札すればいいではないですか。

○菅家課長 一番そういった役割に適しているのは、やはり地元の事情に精通した漁協が最も適任だということをやっているわけです。

○八田座長 では、話は戻るけれども、先ほどの桃浦でどのような弊害があるのかを教えてください。

○菅家課長 桃浦につきましては、今のところ、問題は起きていないと聞いていますけれども、そもそも桃浦の会社の構成員となっておられる漁業者の方は、もともと宮城県漁協の組合員ですし、ずっと前からそこでやっていた方なのです。

それから、桃浦の合同会社自体が法人の組合員ということで、非常に地元の状況によく通じて、前からやっておられた方なので、そのままでできたものをあえて法人の形にただけなので、特に問題は起きていないと思います。

○八田座長 法人の形にしたことによる問題点があったら、教えていただきたい。それは調べていただきたいと思います。

私が余り長く専有してもまずいから、どうぞ。

○本間委員 今の話で、法人にしなくても組合員なのだから漁業権は取得できる。では、どうしてその方法をとらなかったのですかね。

○菅家課長 それはわかりません。宮城県知事の御判断だと思います。

この合同会社は漁協の法人組合員の資格を持っておりますので、漁協の組合員としてやることもできたわけです。

○本間委員 そうです。だから、どうしてその方法をとらなかったのかとすごく不思議なのです。

○菅家課長 それはわかりません。宮城県知事の御判断だと思います。

○八田座長 ここは合同会社ではなくて、株式会社にしたほうがさらによかったと思います。

○菅家課長 いや、別に合同会社ではなくてはだめだという制度でもなくて、株式会社でも結構です。

○八田座長 株式会社でも、法的にはできるわけですか。

○菅家課長 はい。

恐らく合同会社だと、議決権が1人1票なので、そのほうが適当だと御判断されたのかもしれません。

○八田座長 何でその方が適当なのですか。

○菅家課長 ですから、推測です。我々は、それはわかりません。法人の形態は特に指定しているわけではないのです。

○本間委員 それから、協同組合をどう考えるかですけれども、調整役ということを非常に強調されていますが、基本的に、日本の場合は協同組合法にのっとっている任意団体ですよね。利害が一致して、何かを一緒に物事をやりましょうというものが協同組合なのであって、基本的には1民間団体なわけです。

そこにいわば公的な権限である漁業権を優先的に仕組むというのは、歴史的な事情は十分に承知しているつもりですけれども、それ以外に今日的にどのような意味というか、正当性があるのか。

そのあたりは、どう判断しているのですか。

○菅家課長 これは地元の漁協なので、地元の浜、地籍の海面の資源の状況とか、漁場の環境とか、あるいは個々の漁業者がどのような形態で操業しているかということは漁協が最も熟知しているので、仮に先ほど八田先生がおっしゃるような管理調整をどこかの企業

の方がやるといった場合にも、当然、地元の事情を最も精通している者がですね。

○本間委員 それは情報の話であって、歴史的な厚みもあるし、人的な関係とか、状況としては熟知している、それから、代々担ってきていることはわかる。

それと公的な権利というか、この場合でいえば、調整も含めて全て漁協に投げるというか、任せることの矛盾がそろそろでてきているのではないかという気がしているのです。つまり、組織として公的な機関でないところに、優先順位を与えて公的な役割を持たせているものが今の漁業権だと思うのです。

そこをいろいろな形で見直していくという方法が必要なのではないかという気がするのです。

漁協は漁協であって、それはやはりワン・オブ・ゼムであって、ほかのいろいろな形の経営のやり方がある。協同組合もあれば、普通の会社もあれば、個人の漁家、漁師もあるかもしれない。それらを調整する機関は確かに必要なのです。漁業権の調整は必要なだけども、それを全部カバーするものとして漁協をトップに持ってくることの論理というか、歴史的な経緯は非常にわかっているつもりですけれども、そこに対して見直すことなくずって来ていることの疑問はあるのです。

○菅家課長 確かに、先生がおっしゃるような歴史的経緯もございます。その上で、こういった役割を担ってもらう機関というか、法人として、漁協は今のところは最も適当なのだろうと考えております。

○本間委員 だから、宮城の例でも、できるのにあえて会社をつくったことのメリットをやはりきちんと把握しておく必要があるのではないかという気がするのです。

それは宮城県の県知事の判断でしょうということなのですけれども、では、県知事はどうしてそのような判断をしたのか。実態として、その会社がこのような形での参入の仕方に対して、どのように判断しているのか。それをやはりどこかでヒアリングする必要はあるのかなという気はします。

○菅家課長 宮城県知事がどのような理由で御判断されたかというのは、これはちょっと私も詳細には存じ上げなくて、このほうがいいのだろうと何かお考えになったのではないかと思います。

この会社の運営なのですけれども、先生は御存じかと思えますけれども、仙台水産という会社が相当資金的に援助をしておりますして、出資もぎりぎり50%にいかないぐらいの四十数パーセントの範囲まで仙台水産という会社が出資をしておりますして、相当、資金面でもあれしていますので、公開会社ではなくて財務諸表が入手できないので、財務状況はよくわからないのですけれども、今のところは順調な滑り出しではないかと。

私どもはこれを別に否定するつもりはなくて、このような特殊な状況下で認めて入った会社さんでありますので、しっかりやっていていただきたいという、そこは変わりません。

○八田座長 私に言わせれば、特殊な状況だから、まともなことが初めてちょこっとでき

るようになったと思うのですけれどもね。

これはせっかくのいい機会で、弊害、メリットを調査する実験台ができたと思うのです。それが1つです。

それから、これは本間先生がおっしゃったことに関連してですけれども、監査です。漁協の監査は、公認会計士監査は入れているのでしょうか。

○菅家課長 きょう、担当課が来ていないので、ちょっとお答えできません。

○八田座長 しかし、これは公共的な性格を持つのなら、少なくともそのガバナンスはしっかりしないとまずいですね。理事長による会計が不透明であることを理事が指摘している漁協はあります。

だから、公的な役割を担わせるなら、少なくともそこは最低限でしっかりやらないといけないのではないかと思います。

○本間委員 それから、漁協の組合員だから、権利としては漁協を通して漁業権の取得をできるというのが今の制度なのだけれども、この会社だって、漁協を通して必ず自分が獲得できるという保証はないわけですね。

つまり、漁協の判断、組織としての判断で、組合員であるおまえはだめだという場合だって当然あるわけですよ。

○菅家課長 よほどのことがない限り、組合員としての漁業権の行使は認められていると思います。

漁業権行使規則という規則を組合がつくって、組合員の3分の2以上の総意で定めておりまして、この漁業権行使規則はみんなで決めた資源管理、漁場管理のルールを決めたものなのです。

その中で、どのような人は漁業権行使の対象になるということを決めているはずなのですが、おおよそ要件がかかっていないので、まず組合員であれば、そこは使えることになっていると思います。

○本間委員 だから、制度としてはそこをクリアしなければいけない。要するに、漁業権そのものはまずは漁協に与えるわけだから、その漁協がいわばそれを細分化するという2段階になっているわけです。

だから、実態としてはほとんどないことも理解しているのですけれども、私が組合員だとしても、会社にすればすぐに権利をもらえるのだということであれば、そちらの形態をとる。会社をつくって、漁協を通さなくても確実に行使できる権利があるのだったら、そちらをとりたいたいと思うのが普通ではないかという気がするのです。

だから、実態として拒否された件は、本当に皆無かどうかはわからないのですけれども、めったにないという話であっても、制度としてそこでバリアが一応あるのだということは、組合員にとっては、心理的な何らかの抵抗はあるわけです。会社の組織ですと通るのであれば、漁協と対等の会社というものがあれば、それを選択する方法もあるわけで、そこはバリアがないのだという解釈ではなくて、漁協はやはり上に重しとしてのしかかっている

るといふことは、もちろん認識されているのでしようけれども、個人的にはどうもひっかかるところではあるのです。

○菅家課長 漁協という独立の組織があるわけではなくて、結局、漁協も漁業者の代表者で構成されている組織なので、そうそう差別的な取り扱いは行っていることはないと思いますし、逆に、協同組織法上、正当な理由なく、組合員を差別的に扱うこともできないはずなので、そこは協同組織としては公正な組織運営はされているのだと思っております。

○八田座長 しかし、実際問題として、今、申請が来ている三陸漁業水産組合などというのは、非常に切実な問題として、自分たちは高い順位が欲しいと言っているわけです。

ですから、これはもちろん仙台水産の意見も我々としても聞いてみる必要があるというのは、御指摘のとおりだと思うので、やりますけれども、やはりそのような切実な希望があれば、それも当然考慮するということですね。今の前提は、みんな漁協の下で働くことに満足しているのだ、だからいいのだと言う議論ですね。

○菅家課長 私が申し上げたことですか。

○八田座長 そうです。そういうことですね。

だから、もしそれなりの意義があるなら、聞いてみようということですね。

○菅家課長 意義があるというのは。

○八田座長 今の漁協のもとで、漁協は非常に公平にやっているから、いいのだということ、必ずしもそうは思わないところがあれば、それはそのような意見を聞いてみようということですね。

○菅家課長 それは先生のほうでということですか。

○八田座長 違う。おたくのほうです。おたくのほうでは、漁協は公平にやっているから、漁協に第1順位を持たせておけばいいのだとおっしゃる。

私たちは、どこかに独占を与えてしまう、しかも公的なガバナンスの資格がちょっと弱いところに与えてしまうのは問題ではないかと言うのだけれども、そのメンバーにさえなれば、みんな公平に扱っているのだからいいですよと、今、おっしゃったのだと思うのです。

そうすると、そうではないのですよという実例といいますか、そんなに公平に扱ってもらってはいないということを私どもが情報を提供すれば、それはそれで考慮しようということですね。

○菅家課長 具体的にどこの誰というものがあれば、調べることは可能です。

○八田座長 わかりました。

○菅家課長 この三陸組合ですか、ちょっと我々もいろいろなルートで、直接ではないのですが、情報を聞いてみたのですけれども、いろいろな多様な漁獲物の販売を三陸漁業生産組合の方々はしたいという意向かどうもあるようでして、その点で越喜来の漁業協同組合があるのですけれども、そこちょっと足並みがそろっていないような状況だと。直接聞いていないので、正確にはわかりませんが、そんな状況らしくて、漁業権がどう

のこうのということではないような話は聞いております。

物の売り方の話として、生産組合と沖合の漁業協同組合の足並みがそろっていない、そこを変えていきたいというお話やに聞いていまして、そうであれば、それは別に制度の問題ではないのですね。

○八田座長 でも、ここで言っているのは、地元漁協並みの調整力を有していると判断してもらえる場合には、他の団体にもやらせてもらいたいと。

だから、おっしゃるように、調整力が必要なことはわかっているわけだけれども、そこを基準に選んでもらいたい、最初から漁協に優先順位を与えないでほしいという希望ですよ。

○菅家課長 いや、実際に生産組合さんが思っておられるのは、漁業権がどうということではなくて、売り方でもっと多様な販売方法といった工夫をしたいのだけれども、漁業組合とうまく足並みがそろっていないのだという話を聞いておまして、漁業権がどうのこうのという話では、どうもないのではないかと。

○八田座長 生産組合が望んでいることは漁業権の配分のオープン化です。先ほどのお話で、金儲けを考えるとところにいい調整ができないとおっしゃったけれども、実はいい売り方、いいお客さんの獲得の仕方を知っていることが非常に重要なことです。

○菅家課長 であれば、例えば、今の漁業者と業務を提携するとか、一緒にやるとか、そういった形で販売面とか、企業が得意な分野でタイアップして支えてもらうとか、そのようなやり方だってウイン・ウインに両方ともうまくいく方法としてはあるわけであって、何でそこに必ず漁業権のところで入らないといけないのか、何でそこにこだわられるのかということとはちょっとよくわからないのです。

○八田座長 漁業権配分の目的は、先ほどの水産資源の保存及び水産資源の最も有効な活用です。水産資源の有効活用の指標は、一番高く売れるということです。一番高く売れるところにやらせるためには、その要件をきちんとした上で、公平にオープンな競争をさせればいいのではないかと普通考えますね。

それを何もガバナンスもしっかりしていないところ、監査も入っていないところ、とかくのいろいろなうわさすらあるようなところ、に独占的に与える理由がないではないですか。もしちゃんと管理してほしい基準があるなら、そちらの基準を特定して、それを満たすところのなかから、一番能力のあるところを選ぶのが当たり前でしょう。そのために順位を変えてもらいたいといっているわけです。

○菅家課長 逆に、生産組合さんの御提案は、販売面がどうこうとか、そのようなことはおっしゃっていないですか。

○八田座長 そこも組み合わせているのです。結局、企業を入れろということと同じことですね。販売もひっくるめて、その水産資源を一番うまく活用できるところにやってもらいましょうと。

だから、選択の基準はやはりそこであるべきだと思うのです。

○菅家課長 我々としては、ちょっとそこは納得できないところではあります。

○八田座長 元来の目的達成のために何がふさわしいかということだと思います。

したがって、今のお話で出てきたことは、例えば、さまざまな実態調査についてももう少し情報をいただきたい。

1つは、調べたら、カキの機械はほかにも三陸の被害を受けたところでもあるかもしれない、そのようなところは教えていただきたいし、ほかの企業、例えば、仙台水産が入ったことによる弊害やいいこと、このような実験したことをなるべく活用したい。

それから、先ほどの監査をやっているのかどうかを調べていただいて、もしやっていないのならば、このような公的な性格を持っているところに公認会計士監査をやっていないことの理由を教えていただきたい。

○菅家課長 監査というのは、どのような意味ですか。

組合ですから、普通は県の監査でもそれは必ず入っていると思うのです。

○八田座長 公認会計士監査が一番いいのではないですか。どんな小さな大学でも、どんな小さな企業でも公認会計士監査はやるわけです。

○菅家課長 きょうは担当課が来ていないので、そこは担当課に伝えて対応は考えさせてください。

○八田座長 それから、先ほどおっしゃったような、公的な性格に関することです。公的な性格を必ずしも持っていない、要するに、私的な団体に対して公的な資格を持たせていることの理屈づけといったものです。

○本間委員 漁協にやらせるほうが非常にいろいろな意味で都合がいいといえますか、効率的といえますか、情報も集まるということがあるのだけれども、制度として、法律には基づいているけれども、民間団体に対して公的な権限を与え続けていることの意義といえますか、そこに個人的には疑問があるところなのです。

だから、要は調整とか、漁業権の優先順位というか、漁業権を与えるか、与えないかということ、もっと公的な機関がやるべきであって、それを集中的に漁協という1民間団体に与えることが果たして妥当なのかどうかという、その妥当性ですね。

大きな話だから、ここでやりとりして結論を出すという問題ではないのですけれども、従来からある問題で、私だけの指摘ではなくて、いろいろなところで指摘されているところではあります。

○八田座長 私どもは、そののところが頭に置いておいて戴きたいと思います。よろしいですか。

○原委員 はい。大丈夫です。

○八田座長 どうもお忙しいところをありがとうございました。

○菅家課長 ちょっと確認ですけれども、カキむきの機械の我が国の導入状況ですね。

○八田座長 私は、会社がやった1つのメリットはそんなことがあったと思っているのです。

だから、もしカキをむく人がかなり少なくなったところで、漁協でも機械を入れたところがあったら、ぜひ教えていただきたいということです。もちろん、広島の場合も背景をちょっと教えていただきたい。

○菅家課長 多分それは情報としてはわかっているけれども、導入するのと人でむくのどちらがいいかというバランスの問題だと思います。

○八田座長 会社を入れたことのメリット、デメリットというコンテキストでいろいろと教えていただきたいということです。

当然、メリットだってあることを可能性として考えながら行政はやっておられると思います。

○菅家課長 それはちゃんと頑張っております。

ただ、きょうの先生とのお話で、漁協に優先権を与えることが我々はいいと思っているわけですが、先生は個別に入った企業でも全体の管理ができるのだと、そこは全然納得できていないのです。

○八田座長 できるような入札の仕方を考えなければいけないのです。

○菅家課長 そのようなことをやりたいと言っている人はいるのですか。

○八田座長 いるではないですか。

○菅家課長 三陸の組合ですか。

○八田座長 そういふことでしょうか。次の方がいるのですが。

○菅家課長 こちらから生産組合に直接当たってみてもよろしいですか。

○八田座長 これはどうしますか。面と向かってやっていただくのが一番いいのかな。

○藤原次長 そのやり方はまた御相談してもよろしいですか。

○八田座長 ちょっと相談させていただきましょう。

○菅家課長 こちらから出張してもいいですし、本当にここがやるのがいいのか。

○八田座長 ここで一緒にやるのが一番いいような気がします。

○藤原次長 では、またそういった機会も設けさせていただく方向で、済みません、時間がそろそろということです。

○八田座長 ほかでは、結構ここで一緒にやっていただいているのですよ。

では、どうもありがとうございました。